



2026年7月から経営事項審査の一部改正が施行されます。改正の視点は、①持続可能な建設業に向けた担い手の育成・確保、②「地域の守り手」としての災害対応力の強化の取り組みの努力を適正に評価・後押し、③建設業許可要件の改正を踏まえた審査項目・基準の見直し——という3点です。これらの視点に基づき、審査項目や評点について、どこをどう改めたのか——。具体的内容を、国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課の霜崎 俊哉氏にお聞きしました。



担い手の育成・確保や災害対応力の強化につながる積極的な取り組みを後押しします。

「担い手の育成・確保の取組」「建機の保有状況」を改正

最初に経営事項審査について簡単におさらいしておきましょう。

経営事項審査は、「経営規模(X1・X2)」「経営状況(Y)」「技術力(Z)」「その他審査項目(社会性等)(W)」の大きく4つの項目を審査します。それぞれの審査項目における点数を計算し、所定の計算式に当てはめて「総合評定値(P)」を算出します(図1)。

2026年7月に施行される経営事項審査の改正は、「その他審査項目(社会性等)(W)」に関するものであり、この審査項目に含まれる「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」と「建設機械の保有状況」が対象となっています。

「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」では、「担い手の育成・確保」という視点から、評価項目として「『建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度』の宣言の有無」を新設し、これに伴い「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点幅を見直すこととしました。また、2019年度の建設業法改正による建設業許可要件の改正を踏まえ「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」の評価項目を削除することとしております。

「建設機械の保有状況」では、「災害対応力の強化」という視点から、新たに加点対象となる建設機械を追加しています。



図1:経営事項審査では審査項目ごとの評点をもとに総合評定値を算出

項目区分		審査項目	最高点／最低点	ウェイト
経営規模	X1	完成工事高(許可業種別)	最高点:2,309点 最低点:397点	0.25
	X2	①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益	最高点:2,280点 最低点:454点	0.15
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量	最高点:1,595点 最低点:0点	0.20
技術力	Z	①技術職員数(許可業種別) ②元請完成工事高(許可業種別)	最高点:2,441点 最低点:456点	0.25
その他審査項目 (社会性等)	W	①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	最高点:2,073点 最低点:▲788点	0.15
総合評定値	P	0.25X1+0.15X2+0.20Y+0.25Z+0.15W		最高点:2,159点 最低点:163点

評価項目の新設と加点配分の見直し

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」(以下、自主宣言制度)とは、建設技能者の処遇改善に向けた取り組みを企業が宣言し、その可視化によって就業者に選ばれることなどにより、処遇改善の取り組みが持続的に行われる枠組みを作ることを目的として、国土交通省が2025年12月12日から開始している制度です。自主宣言制度は「宣言日」において宣言した項目を実施していなくてもかまいませんが、宣言の際に記載する「取組開始日」までには宣言した項目を実施していなければならない制度となっております。

経営事項審査において、自主宣言制度の宣言により加点(5点)を受けるには、審査基準日が「宣言日」以降であり、宣言書と誓約書を提出することが要件となっています(図2)。誓約書は、宣言した取り組みを「取組開始日」以降に行うこと、または行っていることを誓約するものとなっております。

この評価項目の新設に伴い、「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」では加点配分を見直しています。

また、現行では減点評価となる「雇用保険の未加入」「健康保険の未加入」「厚生年金保険の未加入」の3項目は、今回の改正により評価項目から削除されます。2019年度の建設業法等の改正によって、2020年10月以降は建設業許可の要件にこれら社会保険の加入が追加されたためです。建設業許可の更新期間は5年であることから、2025年10月以降に建設業許可を保有するすべての企業は必要な社会保険に加入していることとなります。つまり、経営事項審査の段階で社会保険への加入の有無を改めて審査する必要がなくなりました。

能登半島地震での実績を踏まえ評価対象建機を追加

経営事項審査では、地域防災の観点から、災害時の復旧対応に使用され、定期検査によって保有・稼働が確認できる代表的な建設機械の保有状況进行评估しています。評価対象の建設機械は、例えば、ショベル系掘削機、ブルドーザー、ダンプなどです。これら建設機械の保有台数に応じて、評点を最高15点まで得られます。

今般、災害対応力の強化の観点から、建設業者向けのアンケートで災害時における一定の活用実績が確認され、かつ、2024年1月に発生した能登半島地震において使用された実績が確認された「不整地運搬車」と「アスファルト・フィニッシュ」を評価対象の建設機械に追加しました。

今回の改正は、担い手の育成・確保や災害対応力の強化につながる建設企業の取り組みを、適正に評価し後押しさせていただくことが趣旨です。それらの取り組みを今後、積極的に進めていただきたいと考えております。(談)

図2:自主宣言の有無による加点措置の要件と加点配分の見直し

審査項目		改正前	改正後
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	民間工事を含む全ての建設工事	15点	10点
	全ての公共工事	10点	5点
「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無		—	5点 (新設)

【加点措置の要件】

- 審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されていること

【誓約内容】

- 自主宣言制度において宣言した取り組みについて、取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約

